

しまね環境保全活動助成金申請チェックシート

申請団体名

申請の手引き		手引き記載箇所	申請団体チェック欄 ✓
対象となる団体	① NPO、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、任意団体で申請している。	1-2	
	② 団体が10人以上の会員で構成されている。		
	③ 代表が明らかで、定款や寄付行為、または規約が定まっている。		
	④ 島根県内に活動の本拠地があり、県内で活動を行う団体である。		
	⑤ 金融機関に団体名義の口座があり、確実な経理処理ができる。		
	⑥ 未成年者のみで構成された団体ではない。		
	⑦ 政治活動、宗教活動を目的とせず、反社会勢力と関わりがない団体である。		
対象となる活動	対象となる活動の要件について 助成の対象となる活動は、下記①～⑦についてすべてチェックがされていること。		
	① 自らが活動の主体となる実践的な活動である。	1-3 (2)	
	② 普及啓発を伴う活動である。		
	③ 広く多くの人々に利益をもたらす活動である。		
	④ 新たに活動を立ち上げたもの、またはこれまでの活動を発展・向上させた活動である。	1-4 (1)	
	⑤ 継続性や発展性のある活動である。		
	⑥ 活動の目的や目標、活動内容について、詳しく記載している。		
⑦ 活動の実施回数やスケジュールが明確で、確実に実施できる。			
資金の適合性	① 活動の実施に必要な自主財源を確保できる目処がある。	1-4 (2)	
	② 自主財源の透明性が高く、妥当である。		
	③ 自主財源に他の公的資金や補助金、助成金を充当していない。		
対象経費の詳細と制限	① 助成額は5万円～80万円の範囲の申請である。	2-1	
	② 委託費、臨時雇賃金は、対象経費の1/3以内で計上している。		
	③ 助成額は対象経費の2/3以内で千円未満は切り捨てとしている。		
	④ 謝金は上限を超えていない。	2-2 (1)	
	⑤ 団体の構成員やその関係者に対して支払う経費は計上していない。	2-3 (1)	
	⑥ 団体の維持に係る経常的な経費は計上していない。		
	⑦ 自己研鑽を目的とする経費(技術習得のためを除く)は計上していない。		
	⑧ 打合せにかかる費用は計上していない。	5-2	
	⑨ 活動に必要な数量よりも過剰に計上していない。		
	⑩ 支出の部の科目・科目計・積算を記載し、明細の根拠は具体的である。		
	⑪ 支出の部の合計と収入の部の合計は一致している。		